

令和 2 年度

広 聴 ・ 相 談

活 動 の 一 年

板 橋 区

## は じ め に

区では、区民の皆様からの意見・要望・苦情等を、「区長への手紙」をはじめ、窓口や電話、区民の声収集システム等により、日常的に受け付けています。さらに、「区民と区長との懇談会」、「いたばし・タウンモニター及びいたばし・eモニター事業」を通じて、区民の皆様からの声の把握に努めています。

区民の皆様から信頼され、開かれた区政を一層推進するため、情報の公開はもとより、区民の皆様からの声を区政へ迅速に反映することが大切であると考えます。

ここに、令和2年度に寄せられた区民の皆様からの声を集約しましたので、意向を把握するうえでの一助として活用してまいります。

なお、質問等に対する回答内容や所管組織は令和2年度当時のものです。その後の法令改正や組織改正により、令和3年8月現在では変更されている場合もあります。

令和3年8月

政策経営部広聴広報課

# 目 次

	ページ
1 区長への手紙、区民の声 .....	1
(1) 「区長への手紙」「区民の声」受付状況 .....	2
(2) 「区長への手紙」処理状況 .....	4
(3) 「区長への手紙」内容 .....	8
2 区民と区長との懇談会 .....	17
3 区政を区長と語る会 .....	18
4 モニター制度 .....	19
(1) モニターの属性 .....	19
(2) 活動状況 .....	20
5 庁舎見学等 .....	22
6 各課における広聴活動状況 .....	23
(1) 広聴会・説明会等実施状況 .....	23
(2) 公募委員選任状況 .....	27
(3) パブリックコメント実施状況 .....	31
(4) 区民の声収集システム受信件数 .....	32
7 相 談 .....	33
(1) 各種相談実施状況（区民相談） .....	33
(2) 主要相談種目の状況（区民相談） .....	34

※表やグラフの百分率の表示は、端数処理の関係から合計が100%にならないことがあります。

# 1 区長への手紙、区民の声

区民の皆様から、区長あてに直接寄せられる「区長への手紙」は、区の広聴機能の根幹として、区長自ら一通一通大切に目を通しています。

「区長への手紙」で寄せられた意見や要望などは、広聴広報課で受け付けた後、速やかに所管課に写しを送付し、対応を依頼しています。

対応にあたり回答を要するものは、所管課から文書などによりご本人あてに回答していますが、所管部が複数にまたがる場合は、所管部からの回答をまとめたうえ、広聴広報課から回答しています。

いずれの場合も、回答文書については、送付する前に区長が一通一通目を通し、区長名により回答しています。

また、広聴広報課へ寄せられる意見・要望などは、「区民の声」として受け付けしています。

「区民の声」は、広聴広報課で直ちに対応できるものを除き、その内容を「回答を要するもの」と「供覧するもの」とに区分したうえ、所管課に送付して、対応を依頼しています。

このうち、回答を要する場合は、所管課からご本人あてに電話等により直接回答するよう依頼していますが、課長名等による文書で回答するケースもあります。

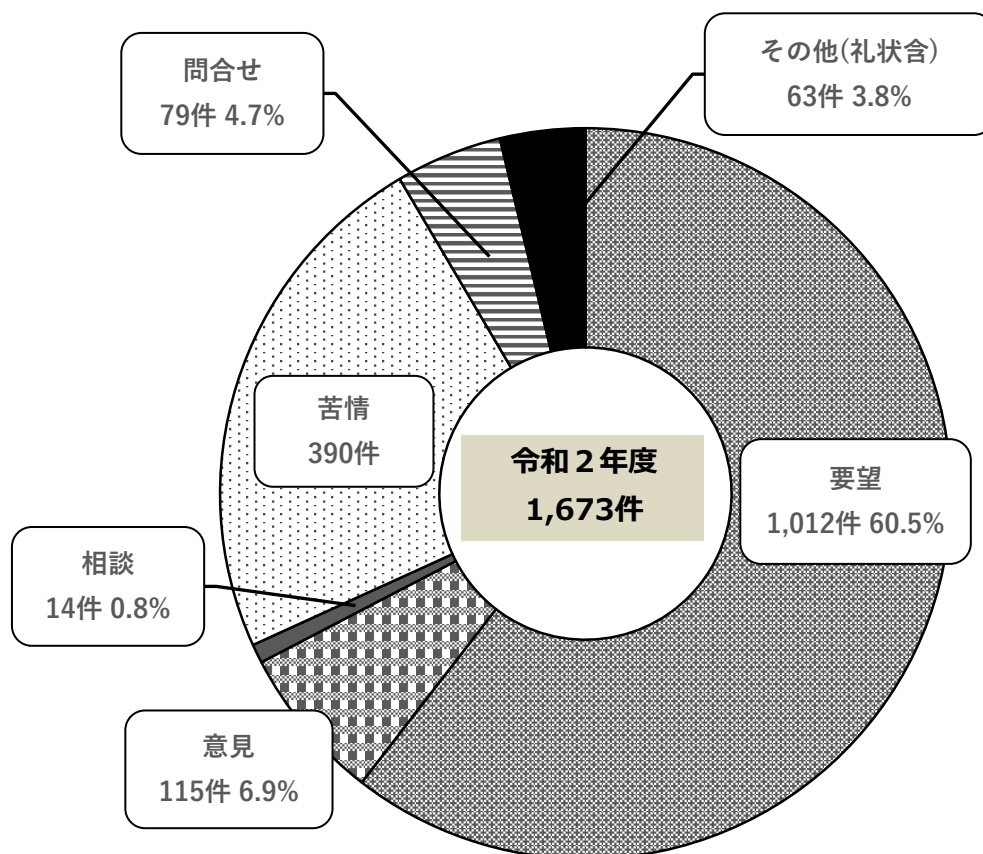
(1) 「区長への手紙」 「区民の声」 受付状況

①内容別受付件数

(単位：件)

年度	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他 (礼状含)
平成30年度	1,067 (808)	373 (346)	106 (96)	42 (37)	478 (282)	59 (40)	9 (7)
令和元年度	1,128 (845)	475 (434)	109 (81)	33 (25)	451 (259)	39 (34)	21 (12)
令和2年度	1,673 (1,266)	1,012 (877)	115 (86)	14 (9)	390 (197)	79 (62)	63 (35)

※ ( ) 内は、「区長への手紙」による受付分で内数。

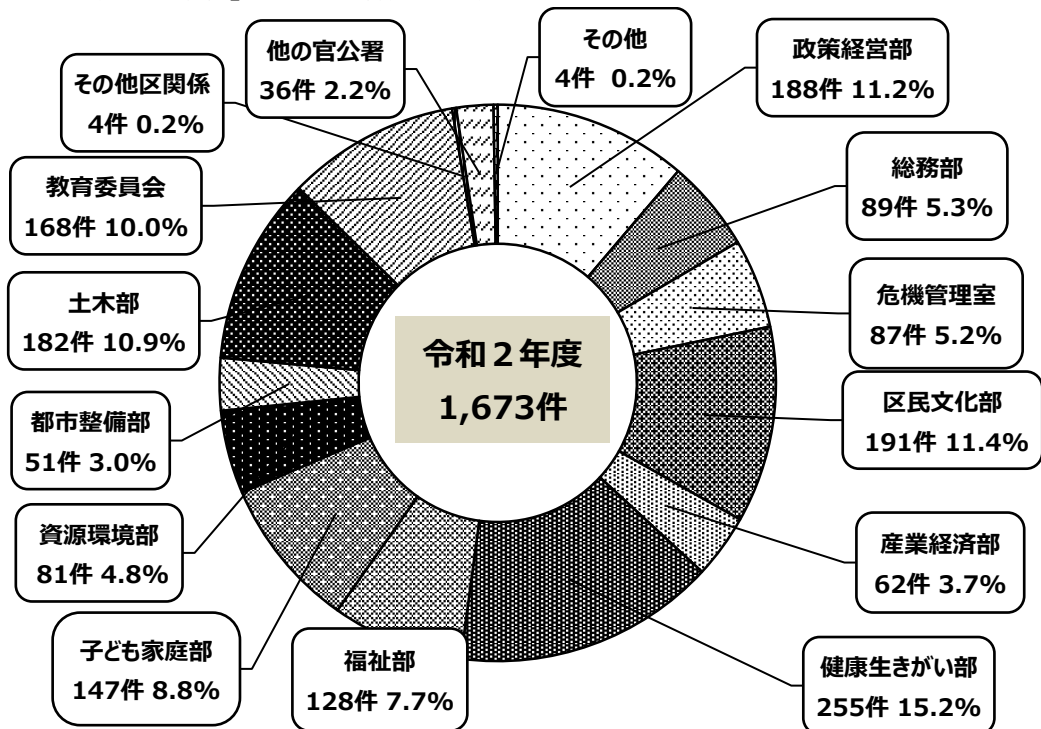


② 所管別受付件数

(単位：件)

所 管	計	要 望	意 見	相 談	苦 情	問 合 せ	そ の 他
政策経営部	188 (108)	124 (90)	12 (6)	2 (0)	14 (7)	17 (4)	19 (1)
総務部	89 (53)	28 (23)	7 (5)	0 (0)	46 (18)	6 (6)	2 (1)
危機管理室	87 (72)	59 (51)	15 (10)	0 (0)	6 (4)	5 (5)	2 (2)
区民文化部	191 (149)	88 (78)	7 (5)	0 (0)	85 (56)	4 (4)	7 (6)
産業経済部	62 (52)	38 (34)	9 (7)	0 (0)	10 (6)	3 (3)	2 (2)
健康生きがい部	255 (178)	149 (122)	21 (17)	3 (1)	58 (20)	14 (13)	10 (5)
福祉部	128 (58)	39 (24)	6 (3)	6 (5)	65 (17)	7 (6)	5 (3)
子ども家庭部	147 (140)	122 (120)	7 (6)	0 (0)	12 (9)	4 (3)	2 (2)
資源環境部	81 (71)	54 (51)	8 (6)	1 (1)	13 (8)	1 (1)	4 (4)
都市整備部	51 (42)	31 (26)	4 (4)	1 (1)	11 (8)	1 (1)	3 (2)
土木部	182 (148)	129 (112)	10 (9)	0 (0)	29 (14)	9 (8)	5 (5)
教育委員会	168 (151)	116 (111)	9 (8)	1 (1)	33 (22)	7 (7)	2 (2)
その他区関係	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
他の官公署	36 (36)	31 (31)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	0 (0)
その他	4 (4)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
合 計	1,673 (1,266)	1,012 (877)	115 (86)	14 (9)	390 (197)	79 (62)	63 (35)

※ ( ) は「区長への手紙」による受付分以内数。



## (2) 「区長への手紙」処理状況

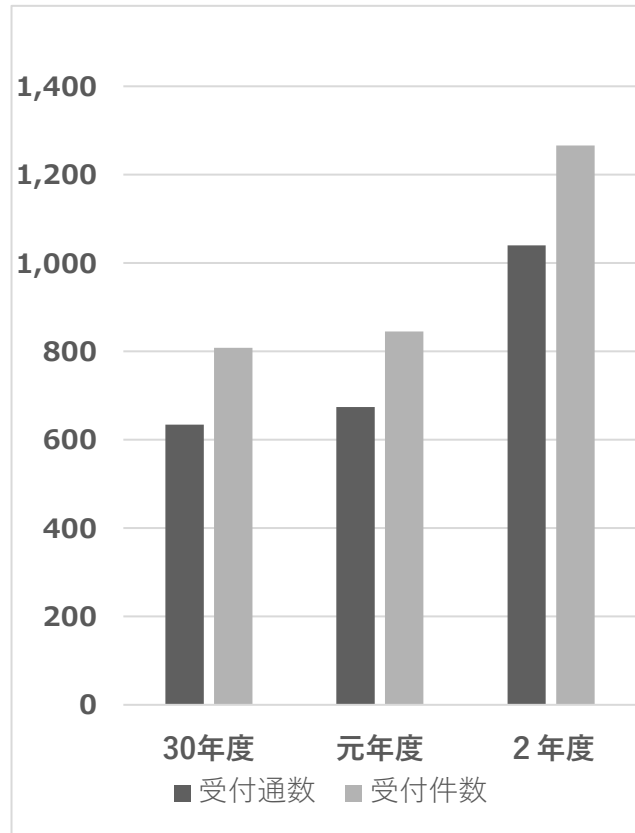
### ①年度別受付通数・件数

(単位：通) (単位：件)

年 度	受付通数	受付件数
平成30年度	634 (313)	808 (366)
令和元年度	674 (408)	845 (496)
令和2年度	1,040 (778)	1,266 (912)

※受付件数は、1通の中に複数の要望・意見などがある場合、各々を1件として積算した件数を示す。

※( )は、区民の声収集システムによる受付分で内数。



令和2年度の「区長への手紙」の受付通数は、前年度に比べ366通の増で、受付件数は421件の増となっています。受付件数のうち区民の声収集システムでの受付は912件(72.0%)でした。

### ②年代別受付通数

(上段単位：通、下段単位：%)

年 度	計	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	年齢不明
平成30年度	634	3	2	28	13	16	21	40	14	497
	100	0.5	0.3	4.4	2.1	2.5	3.3	6.3	2.2	78.4
令和元年度	674	0	4	6	20	15	25	35	16	553
	100	0.0	0.6	0.9	3.0	2.2	3.7	5.2	2.4	82.0
令和2年度	1,040	10	37	105	162	108	84	61	21	452
	100	1.0	3.6	10.1	15.6	10.4	8.1	5.9	2.0	43.5

令和2年度における「区長への手紙」の差出人の年代は、43.5%が不明(未記入)となっています。

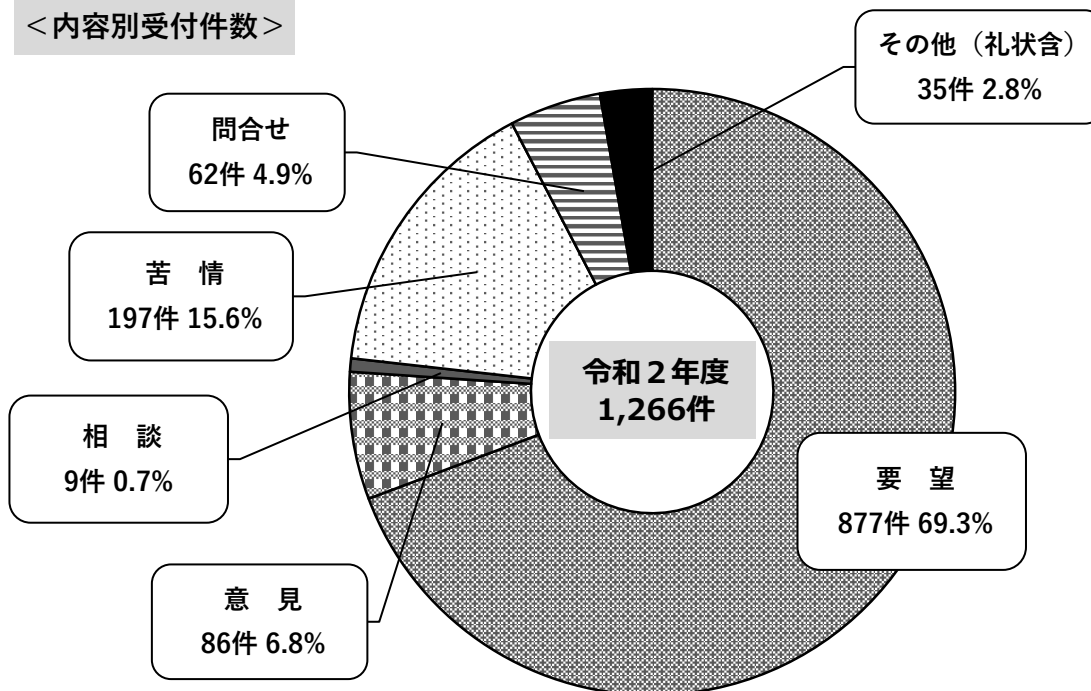
記入のある方を年代別にみると40歳代の方が162通(15.6%)と最も多く、次いで50歳代の方が108通(10.4%)となっています。

### ③内容別受付件数

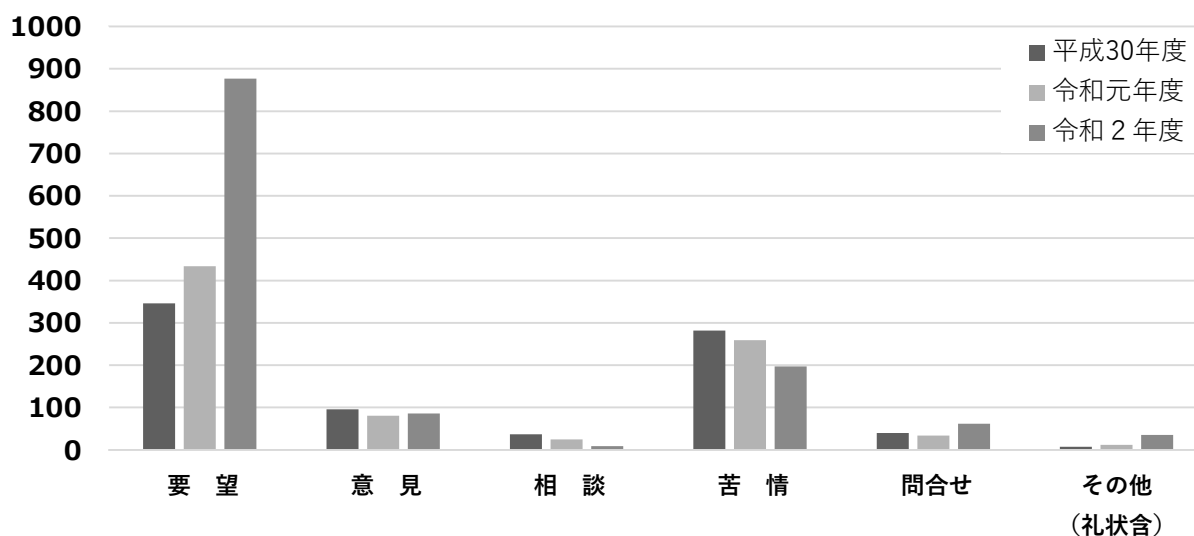
(単位：件)

年度	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他 (礼状含)
平成30年度	808	346	96	37	282	40	7
令和元年度	845	434	81	25	259	34	12
令和2年度	1,266	877	86	9	197	62	35

#### <内容別受付件数>



#### <内容別受付件数の推移>



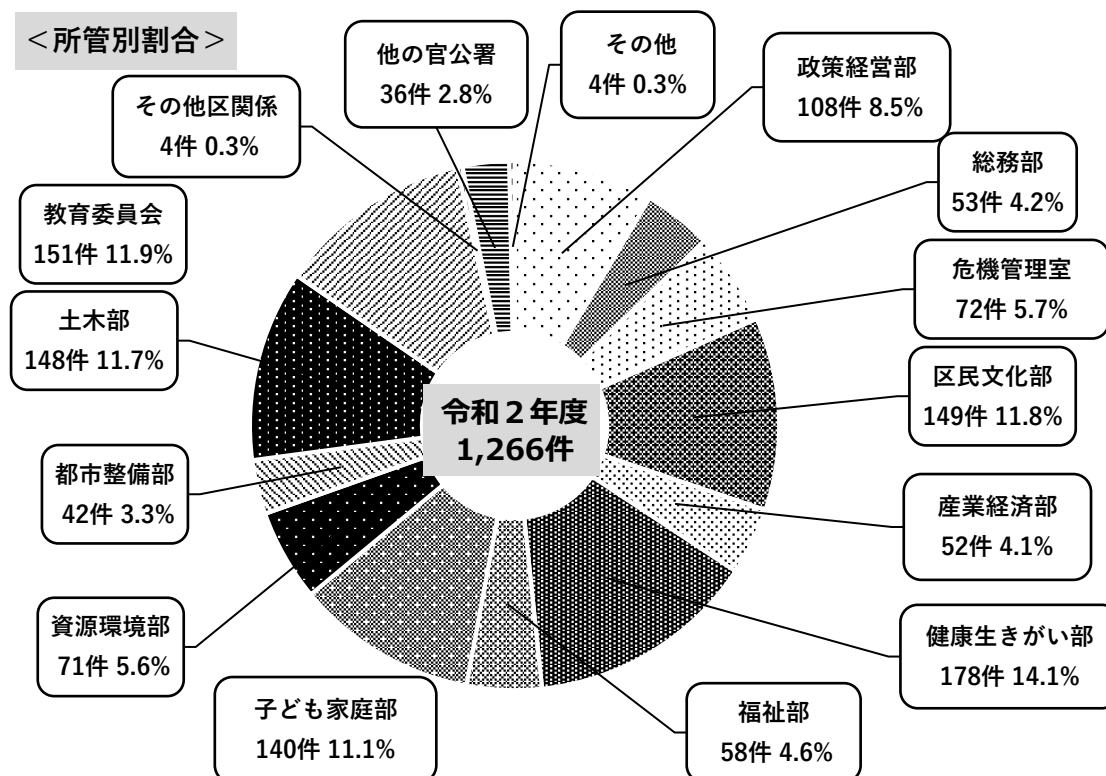
令和2年度における「区長への手紙」を内容別にみると、「要望」が877件(69.3%)と最も多く、次いで「苦情」197件(15.6%)、「意見」86件(6.8%)となっています。



#### ④所管別受付件数

所 管	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計	808	845	1,266
政策経営部	35	42	108
総務部	50	38	53
危機管理室	26	35	72
区民文化部	83	78	149
産業経済部	14	19	52
健康生きがい部	102	105	178
福祉部	52	50	58

所 管	平成30年度	令和元年度	令和2年度
子ども家庭部	52	69	140
資源環境部	59	71	71
都市整備部	73	71	42
土木部	155	157	148
教育委員会	103	98	151
その他区関係	2	12	4
他の官公署	0	0	36
その他	2	0	4



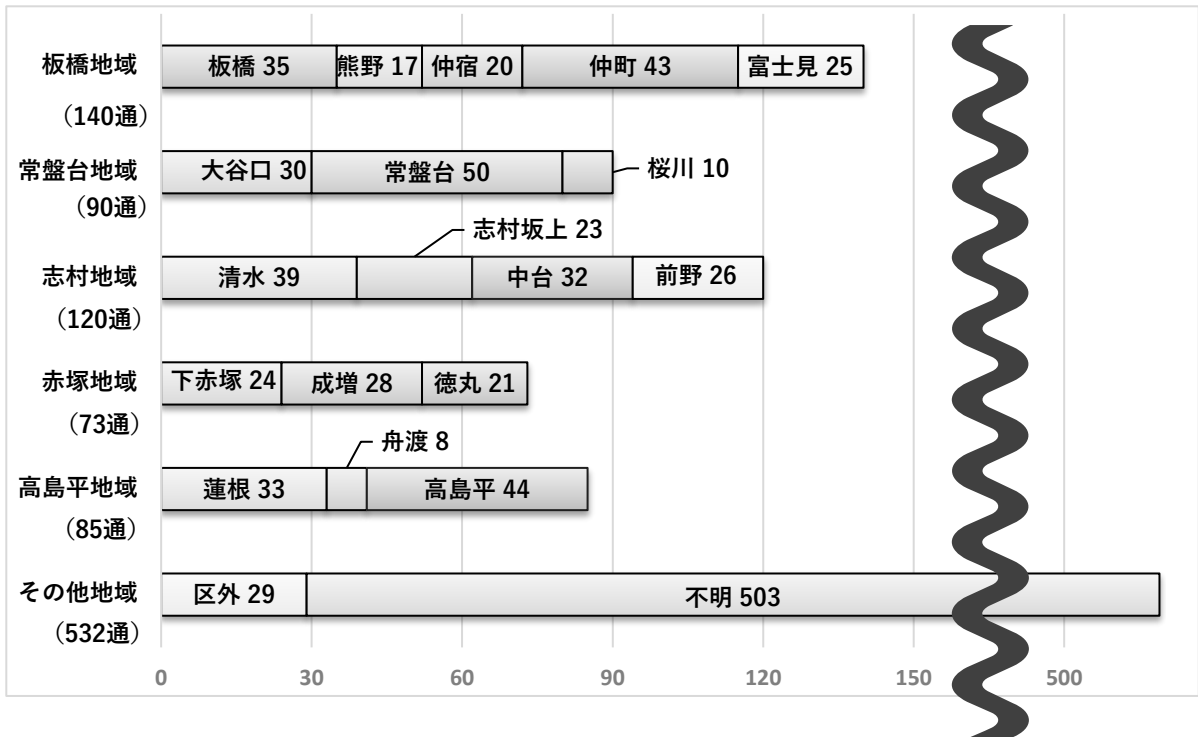
#### ⑤施策別受付件数の推移

順 位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	保健・衛生 77件 9.5%	道路・交通対策 85件 10.1%	児童・保育 128件 10.1%
2	道路・交通対策 72件 8.9%	保健・衛生 82件 9.7%	学校・教育 112件 8.8%
3	学校・教育 62件 7.7%	学校・教育 65件 7.7%	公園・緑化 79件 6.2%
4	職員の待遇・対応・人事 54件 6.7%	公園・緑化 49件 5.8%	防犯・危機管理 66件 5.2%
5	公園・緑化 52件 6.4%	児童・保育 48件 5.7%	特別定額給付金 57件 4.5%
受付数	808件	845件	1,266件

令和2年度の施策別受付件数では、「児童・保育」が128件（10.1%）と最も多く、次いで、「学校・教育」が112件（8.8%）、「公園・緑化」が79件（6.2%）が上位に位置しています。平成30年度から令和2年度までの間は、「公園・緑化」「学校・教育」が比較的多くなっています。

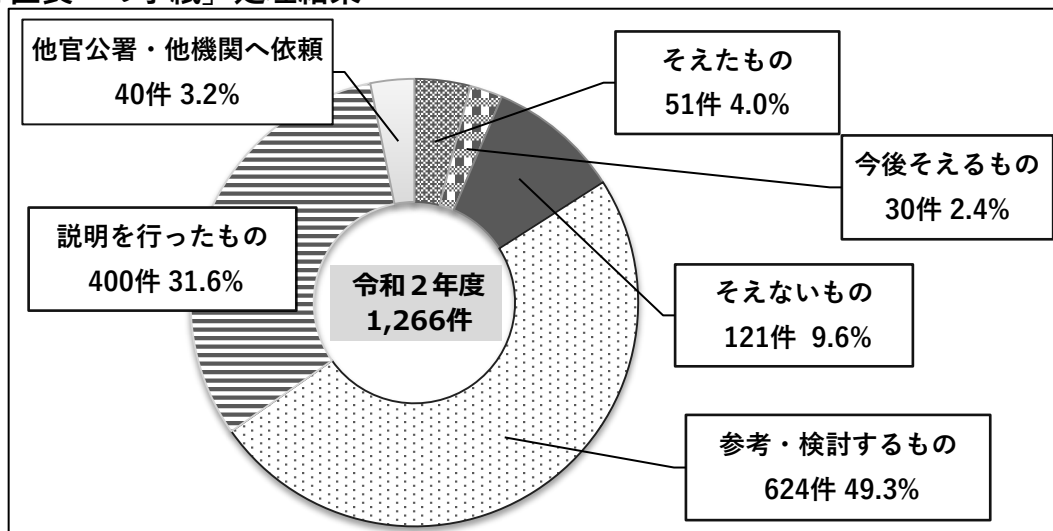
また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、「児童・保育」「防犯・危機管理」「特別定額給付金」が多くなっています。

## ⑥地域（地域センター）別受付通数



地域センター担当地域別の受付通数で最も多かったのは、板橋地域(140通)でした。次いで志村地域(120通)、常盤台地域(90通)、高島平地域(85通)、赤塚地域(73通)の順になっています。なお、その他は532通(51.2%)あり、電子メールの増加とともに、約半数が差出人の住所が記載されていない手紙となっています。

## ⑦「区長への手紙」処理結果



「区長への手紙」の処理結果をまとめると、意見・要望等に「そえたもの」と「今後そえるもの」の合計が81件(6.4%)になります。また「参考・検討するもの」は624件(49.3%)、「説明を行ったもの」400件(31.6%)、「そえないもの」121件(9.6%)でした。

### (3) 「区長への手紙」内容

「区長への手紙」(抜粋)の要旨と回答は次のとおりです。なお、掲載内容は回答日現在の状況となりますので、現段階の状況とは異なる場合があります。

また、受領時期により社会情勢や区への対応が異なるため、新型コロナウイルス感染症については、数多くのご意見・ご要望をいただきましたが、原則として掲載しておりません。

政策経営部	
所管課	ブランド戦略担当課(令和2年6月15日受付)
件名	区長への手紙
要旨	20年以上板橋区に住んでいますが、板橋区はどんなまちなのか今でもわかりません。各自治体にはなんらかの特色があり、ただ自分にはそれが当てはまらないから板橋区に愛着がわからないのか、自分で板橋区の行政について調べないのが悪いのか。区民が払うものには行政が動いて、補助金支給などのときは区民自ら動かないといけない。情報が入ってこない人、ネット社会に弱い人、あらゆる人にも届くような行政であってほしいです。
回答	板橋区に長年お住まいの中で感じられたご意見をお寄せいただき、誠にありがとうございます。 まず、板橋区の特色につきまして、ご紹介させていただきます。 板橋区には、いたばし花火大会や板橋区民まつりなど多くの方が参加されるイベント、ユニークな特色を持つ公園や公共施設、豊かな自然、活気ある商店街などの特色があり、“東京で一番住みたくなるまち”をめざし、様々な施策を進めています。 次に、情報発信につきまして、ご説明させていただきます。 区では、板橋区の資源や施策、魅力を区民の皆さまに知っていただくため、区ホームページや「広報いたばし」による情報提供、各種イベント、展示等の開催により、多様な情報発信に努めております。今後も、情報発信の手法や機会について、創意工夫し、区民の皆さまが板橋区の魅力を感じ、愛着と誇りを持っていただけるよう、シティプロモーション活動を展開してまいります。 なお、区政情報を掲載し、毎週発行している「広報いたばし」につきましては、新聞折り込みほか、区内の全ての駅のスタンドやコンビニエンスストアで、配布しているところです。引き続き、生活環境等にかかわらず、区民の皆さまに、区政情報を適切にお届けするよう、各種広報媒体を活用し、わかりやすい丁寧な情報発信に努めてまいります。
危機管理室	
所管課	防災危機管理課(令和2年10月8日受付)
件名	環境の悪化を防ぐために
要旨	環境問題についての取り組みには感謝します。 COP24での区長さんのご参加とご発言、そして板橋区内の小中学校の太陽光発電パネルの設置への計画、そして自然エネルギーの電力会社、めぐる電気の採用…東京都内で先進行政だと思えます。

そこで、今、東京都が家庭用蓄電池への補助金を始めましたが、私はそれよりも、災害時の避難場所にもなっている、小中学校に蓄電池を設置することを強くお願いしたいのです。そこで救われる命がたくさんあることでしょう。全都、全国のお手本になるのではないかと思います。

子どもたちの幸せな未来のためにも、ぜひお願いします。

回 答

ご要望頂いた避難所への蓄電池の設置について回答いたします。

令和元年9月に発生した台風15号では、千葉県を中心に長期間にわたる停電等の被害が発生しました。それらの経験を踏まえ、避難所の電力確保は区民の皆さまを守るために急務であると考えております。

区では、既に設置しているガソリン式発電機に加え、令和2年度から新たにLPガス式の発電機を導入し、連続30時間以上の発電環境を確保しました。また、スマートフォン等の充電用蓄電池についても導入し、避難所の電力環境の改善を図りました。災害への備えは、防災の三助と呼ばれる、「自助・共助・公助」の、それぞれの対応を充実させることが重要です。ご家庭での物資の備蓄等（自助）や、地域住民による防災活動（共助）について、引き続きご協力を頂ければ幸いです。

## 区民文化部

所 管 課

地域振興課（令和2年11月20日受付）

件 名

町会の回覧板について

要 旨

区のお知らせが毎週回覧板で回ってくるが、今回の新型コロナウイルス感染拡大について、感染経路は家庭内が半分近くを占めているとのこと。町内を回る回覧板は、予防意識が各家庭によって違うこと、いろいろな人の手を渡ることを考えると気がかりだ。終息までは回覧板を通じての広報は中止してほしい。

雨でも濡れないよう新しくなった掲示板や広報いたばしをさらに活用すれば良いと思う。

回 答

区では、広報いたばしやホームページ等の様々な媒体により情報発信するほか、町会・自治会の回覧板の仕組みを活用し、区や国、都などの行政機関が発行するチラシを町会・自治会に配布し、各戸回覧していただいております。

インターネットで情報入手が容易となる一方で、パソコンやスマートフォンを扱うことに不慣れな世帯や保有していない世帯もございます。回覧板は、インターネット等を利用していない方も含め、多くの区民の方に区政情報を伝達できる貴重な手段となっておりますので、その有用性から回覧板は必要であると考えております。

ご指摘のとおり、新型コロナウイルスの感染が再び拡大傾向にあり、ご心配であることは十分理解いたします。回覧板を情報入手手段としている区民の方もいらっしゃることを何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

令和2年4月に新型コロナウイルスの感染症に関する緊急事態宣言が発出された期間は、外出自粛要請もあったことから、区からの回覧を一時中止しておりました。今後も、新型コロナウイルス感染症の動向を鑑みながら、回覧板の取り扱いについて検討してまいります。

なお、町会・自治会のお知らせ等については、町会・自治会が独自に回しているもので、回覧するかどうかの決定は町会・自治会の判断になります。

所 管 課	戸籍住民課（令和2年12月17日受付）
件 名	マイナンバーカード受け取りについて
要 旨	<p>マイナンバーカードが出来たので予約をして取りに来るよう、ハガキが来ました。予約をしようと窓口で電話したところ、家族全員揃って受け取りに行かないと渡せませんとのことでした。</p> <p>今のコロナ禍の状況でかんがえられません。ハガキにも法定代理人と保護者の表示があり、コロナ対策でスーパーのレジでさえ、代表者1人が並んで下さいと対策している。子供も含め密になる様な状況を作りますが、決まりなので1歳の小さなお子様も連れてきて下さい、はすぐに対策してやめてほしいです。身分証明書も持っていくので、同居家族は代表者受け取りにして下さい。</p> <p>行政が国民、企業にお願いしてることを役所が逆を行っている。守れてない。</p>
回 答	<p>マイナンバーカードの受け取りにつきましてご説明申し上げます。</p> <p>マイナンバーカードは重要な個人情報であるため、たとえご家族であっても申請者ご本人様以外に交付することはできません。お子様につきましても、マイナンバーカードに添付されている写真と実際のお顔を職員が確認させていただき、同一人物と判定した後で交付させていただいております。</p> <p>病気等、やむをえない理由により窓口にお越しになることが難しい場合に限り、例外的に代理人による受け取りを認めておりますが、その場合であっても必ずご本人様の公的な顔写真付身分証明書をお持ちいただき、同一人物の判定をさせていただいた後に交付させていただいております。</p> <p>公的な身分証明書による確認や、窓口でのお顔確認の必要性等、マイナンバーカード交付に関することは、総務省から発出されている事務処理要領に則り運用をしております。全国一律の基準となっておりますので、自治体の判断で変更することができませんことをご理解ください。</p> <p>なお、マイナンバーカードは6か月先までお受け取りいただけます。新型コロナウイルスの感染状況から、現時点でお子様を連れて外出にご不安の場合は、状況が落ち着きましたら皆さままでお受け取りにいらしていただきますようお願い申し上げます。</p>
<b>産業経済部</b>	
所 管 課	産業振興課（令和2年5月20日受付）
件 名	区内に住んでいます
要 旨	<p>買い物の頻度を減らしても、買いに行った時に必要なものが売り切れていることが多くなっております。また、実家ではテイクアウトもやっておりますが、常連以外がテイクアウトメニューを知るきっかけがありません。</p> <p>お店からしてみればもっと買ってほしいものがあるのに、知ってもらえる機会や場がないなどおきてきていると思っています。</p> <p>エリア限定の店舗側だけが情報を発信できるような電子掲示板を区で運営いただくことはできないでしょうか？</p>
回 答	<p>店舗の情報が一目でわかる電子掲示板は、お店やお客様の利便性を考えると大変良い仕組みであると考えております。</p> <p>しかしながら、現在、区のホームページは区職員以外の方が、外部から自由に書き</p>

込みができる仕組みになっておらず、また、掲載する内容については一件一件事実関係が確認できていることが必要であるため、店舗の皆さまに随時書き込みしていただく電子掲示板を区が運営することは難しいのが現状です。

加えて、ツイッターを活用し、「#板橋テイクアウト」で投稿されたツイートを、区の産業振興課でリツイートしています。区民の皆さまや区のこと、消費者の皆さまにリアルな情報を提供し、テイクアウトやデリバリーの利用促進を図る取組を行っています。

このような情報提供ツールを活用した支援をはじめ、新たな応援企画についても検討してまいります。

## 健康生きがい部

所 管 課	長寿社会推進課（令和2年9月1日受付）
件 名	高齢者の送付先変更についての不親切な対応
要 旨	<p>以前から介護保険関係は、祖母が紛失するため、孫の元に送付頂いていますが、オムツ支給の書類が祖母宅から発見され、他にも書類が祖母元に送付されていることがわかりました。</p> <p>高齢者相談係の方に、常識的に考えて介護からオムツ支給を想像するのは容易なのだから、区サービスとして他の書類送付についても変更が必要なら手続きが必要と案内したらどうか尋ねると「個人情報ですから」の一点張りでした。無理やり全部変えろとは言っていません。包括的な案内ができませんか。</p> <p>縦割り行政で申告主義の行政サービスをしているのはわかります。しかし、介護をしている家族の心に寄り添った、配慮あるご案内をしてくれるのが、行政ではないでしょうか。ワンストップサービスが叶わないのであれば、せめて「その他には、後期高齢者や検診受診券の送付先変更も必要でしょうか」とコストをかけずに言えませんか。</p>
回 答	<p>この度は、お祖母さまの介護の中、職員の対応に配慮が欠けていたために、不愉快な思いをされたこと、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>ご指摘のとおり、介護関係の手続きをされた際に、職員が配慮のある対応であらかじめご案内ができていれば、この度のように関連部署からの通知についても送付先手続きを済ませることも可能であったと思います。</p> <p>ご連絡のお電話を頂いた際にも、お考えや思いを傾聴すべきところ、再度、対応に配慮が欠け、改めてご不快な思いを強くされたことと、心よりお詫び申し上げます。ワンストップサービスが提供できない分野においては、それを補う意味でも、一人ひとりの職員が一層意識を高く持ち、区民の皆さまに親身に寄り添い、想像力を働かせた対応が大事であると考えております。</p> <p>今一度、職員の意識改革と、区民の皆さまの立場に立った対応の徹底について十分に伝えてまいります所存です。</p>
所 管 課	予防接種担当課（令和3年2月8日受付）
件 名	子宮頸がんワクチン接種について
要 旨	高校生の子がおります。去年子宮頸がんワクチン接種のお知らせのはがきを頂きました。はがきを頂いた時点では、3回の接種は既に組めない日程ということがわかりました。3月を超えてしまうので、2回は自費になるとのことでした。お知らせの

はがきをこの時期に送ることは、全く意味がありません。3回接種しなくてはならないということも知りませんでした。病院にも相談に行ったところ接種の必要性を実感しました。他の区は、コロナの影響で接種期間を2年延長しているところもあります。コロナワクチンのこともあるので、優先順位を考え、今すぐの接種はできません。子宮頸がんワクチン公費接種期間を2年延長して頂きたいです。未来を担う子供たちの為に是非、実行を強くお願いしたいです。

回 答 子宮頸がんワクチンの予防接種につきましては、平成25年6月から現在まで、積極的な勧奨を差し控えることとされております。積極的な勧奨の差し控えは、当時ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛等がワクチンの接種後にみられ、この副反応の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの決定が、国（厚生労働省）によりなされたためです。

令和2年10月、国より子宮頸がんワクチンの予防接種の情報提供について、新たな方針と、その方法が示されました。具体的には、予想接種の対象者及びその保護者の皆さまに、予防接種法に基づき公費によって接種できるワクチンの一つとして子宮頸がんワクチンがあることを知っていただき、接種するかどうかについて検討・判断できるよう、情報提供のため個別の通知を行うというものです。

板橋区では、国の方針を受け、対象者の中で最初の接種期限（令和3年3月31日）を迎える、令和2年度中に16歳になる女子及びその保護者に対して、昨年11月13日に情報提供のはがきを発送いたしました。

はがきが届いてから接種期限までに全3回の接種を完了するには、11月中に1回目の接種を受けなければならない、2回目、3回目が4月1日以降になる方がいらっしゃることは想定いたしましたが、情報提供させていただきました。

ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、接種期限の延長措置を行っている自治体もございますが、板橋区におきましては、予防接種は感染症の発生及びまん延を防止するために適切な時期に実施していただくものであることから、現在延長措置は行っておりません。このため、期限までに接種できなかったものにつきましては、自費による接種となります。

3回目の接種をした場合99%の方に抗体ができるといわれているため、3回の接種が推奨されておりますが、18～25歳の年齢層で、なんらの理由で1回または2回の接種しか受けられなかった女性のデータを解析したところ、3回接種と同等のワクチン効果が見られたという報告もございます。

また、接種後に疼痛などの症状が継続している場合は、無理に短い間隔での接種を実施することは避け、接種後のご本人の様子を見ながら、接種スケジュールについては、ご本人及び医療機関とよくご相談いただきますようお願いいたします。

予防接種をしない場合も、予防接種した回数が1、2、3回いずれの場合も20歳を過ぎたら定期的な（2年に1回）子宮頸がん検診を受けることが大切です。

何卒、ご理解の程よろしくお願いいたします。

## 福祉部

所 管 課 障がい政策課（令和2年7月3日受付）

件 名 障害者の権利に関する条例について

要 旨	<p>我が国が批准している国際条例の一つ、障害者の権利に関する条約では第17条に「全ての障害者は、他の者との平等を基礎として、その心身がそのままの状態尊重される権利を有する。」とあります。</p> <p>この条項が本人の同意なく適用されない障害の種類は無いと考えていますか、あると考えていますか。</p> <p>あるとすればどのような種類の障害と考えますでしょうか？そして、その根拠がどこにあると考えますでしょうか。</p>
回 答	<p>日本が批准している「障害者の権利に関する条約」第17条について、適用を受ける障がいの種類の有無に関する認識のお尋ねと拝察いたします。</p> <p>障害者権利条約は、障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置などについて定める条約となっております。日本においては、平成19年に条約に署名、平成26年に批准書を寄託し、効力が発生しているところです。</p> <p>条約第17条の適用を受ける障がいについては、条約の趣旨からすべての障がいを念頭に入れるものと考えておりますが、個別の制度、支援におきましては、その立法趣旨や条例などの背景により、障がいの種類によって適用が異なる場合もあるものと認識しております。</p> <p>区といたしましては、条約の趣旨を尊重するとともに、「誰一人取り残さない」というSDGsの視点も踏まえつつ、障がいのある方が安心して暮らし続けることができるまちづくりに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。</p>
<b>資源環境部</b>	
所 管 課	環境政策課（令和2年6月3日受付）
件 名	羽田新ルート騒音
要 旨	<p>羽田新ルートの飛行が真上を通ります。今まで静かな生活が一変しました。</p> <p>とくに晴れた気持ちの良い午後になぜ2分おきに爆音をきくことに？区長の姿勢はどうなのでしょう。</p>
回 答	<p>航空機の騒音にお悩みとのこと、心中お察し申し上げます。</p> <p>板橋区では、新飛行経路運用開始以前から東京都及び関係区市から構成される「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」において、事業を所管する国に対して、数回にわたり要望を提出してまいりました。例えば、区民に対し飛行ルートの選定プロセスや具体的な騒音防止措置等について丁寧に説明することにより、より広く理解を得る取り組みを行うことや、飛行開始後も安全対策を徹底しその実効性についての監視を行うことです。</p> <p>板橋区では、国の事業に対して一定の理解を示しつつも、今後も引き続き、同連絡会において東京都及び関係区市とともに、羽田空港の機能強化のあり方について協議を重ね、必要に応じて国に対する要望を提出してまいります。</p> <p>なお、国土交通省では、羽田空港の機能強化に係る相談窓口を開設しており、お困り事、心配事がございましたら、相談窓口（『国土交通省「羽田空港のこれから」に関する電話相談』）もご活用ください。</p>
所 管 課	資源循環推進課（令和3年3月15日受付）
件 名	歩道にある喫煙場所について



要 旨	<p>近所にある喫煙場所を撤去してほしいため、メールをしました。歩道に吸い殻入れが置かれ、喫煙場所となっています。</p> <p>屋外であってもほぼ常に複数人が喫煙しており、周囲はタバコの臭いがたちこめています。正直なところ、とても臭いです。屋外であっても全く煙は拡散されません。撤去していただけないでしょうか。また、この場所を喫煙場所にしているのは、板橋区なのでしょうか。</p>
回 答	<p>板橋区では、エコポリス板橋クリーン条例を制定し、乗降客の多い駅周辺や人ごみの多い商店街等について、8地区を「路上禁煙地区」に指定し、終日路上での喫煙行為を禁止しています。</p> <p>ご指摘の喫煙場所については、路上禁煙地区に指定する際に、路上禁煙地区での吸殻のポイ捨てや迷惑喫煙防止の観点から、近隣住民の方々と協議の上、区が設置した経緯があります。</p> <p>令和2年4月から全面施行された改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例では、屋外での喫煙については規制がありませんが、喫煙者には、周囲の方に望まない受動喫煙を生じさせないように配慮することとされています。</p> <p>区は受動喫煙対策を検討するなかで、ポイ捨てや迷惑喫煙防止の観点から、喫煙場所の設置を当面続けることはやむを得ないと考えていますが、望まない受動喫煙を防ぐために、コンテナ型等の公衆喫煙所への転換を早急に進めていくことを方針としています。</p> <p>コンテナ型等の公衆喫煙所の設置や、喫煙場所の移設に関しては、スペースの問題や、建築・道路関係法令上の課題等があり、現時点では適切な場所が見つからないのが実情ですが、受動喫煙防止の観点から、今後も引き続き設置場所を探し、対策を検討してまいります。</p>

<b>都市整備部</b>	
所 管 課	都市計画課（令和2年9月3日受付）
件 名	立体化について
要 旨	<p>大山駅の方は東上線の線路を立体化にする予定ですが、人身事故や転落事故、渋滞待ちを無くすために中板橋より先の線路の立体化について、考えて貰えますか？</p>
回 答	<p>ご要望いただいた立体化について、お答えいたします。</p> <p>東武東上線の立体化については、東京都の「踏切対策基本方針」において、「大山駅付近」、「ときわ台～上板橋駅付近」が、鉄道立体化の検討対象区間に位置づけられています。</p> <p>「大山駅付近」は、ご指摘のとおり昨年12月に連続立体交差事業の都市計画が決定され、東京都が主体となり事業に向けた手続きを進めております。</p> <p>もう1つの鉄道立体化の検討対象区間である「ときわ台～上板橋駅付近」については、「大山駅付近」の連続立体交差事業の進捗を見極めながら、区としても、事業候補区間への位置付けに向け、鉄道立体化と当該地域の特性に合わせた、一体的なまちづくりの手法の検討準備を進めてまいります。</p> <p>また、東京都の方針で鉄道立体化の位置付けがない区間については、当面の安全対策として個別踏切対策を検討しつつも、長期的な視点で立体化をめざす考えがあり、鉄道会社と連携し踏切やホームの安全対策等を進め、安心して暮らせるまちの実現</p>

に取り組んでまいります。

## 土木部

所 管 課 交通安全課（令和3年1月21日受付）

件 名 子どもの通学路に信号をつけていただきたい

要 旨 大変指摘する方が多い所ですが、いまだに歩行者用の信号がございません。朝は男性が旗を持って下さっておりますが、あいキッズの帰りなど車も大変通る為、歩行者用の信号がなく、いつか事故が起きてしまうと感じております。子どもが安全に通える様、どうぞご検討よろしく申し上げます。

回 答 通学路の信号機を改善し、子どもが犠牲となる交通事故を防止したいという思いでご連絡いただきありがとうございます。

ご連絡いただいた「子どもの通学路に信号をつけていただきたい」について、お答えいたします。

早速、令和3年1月21日に交通安全課職員により現場の交差点を確認しましたところ、ご連絡のとおり車両用信号機は設置されていましたが、歩行者用信号機の設置はありませんでした。法令では、歩行者用信号機の無い場所は、歩行者も車両用信号機を見て道路を渡ることとされていますが、現場の交差点に歩行者用信号機が設置されれば、より信号機の視認性が高くなるなど、通学児童をはじめとした区民の皆さまの交通安全対策の向上につながることも考えられます。

区では今回のご連絡を受け、信号機設置などの業務を所管する警察署に対し、通学児童や区民の皆さまが、より一層安全に道路を横断できるように歩行者用信号機の設置が必要なのか調査、検討していただくよう要請いたします。

昨年都内では、子どもが犠牲となる死亡事故が一昨年と比べ急増してしまったと聞いております。板橋区内での発生こそありませんでしたが、今後も区として、悲惨な交通事故を無くし、子どもが安全に通学できるような環境を構築できるよう、学校やPTAをはじめとした関係機関と協力し、例年実施している通学路の安全点検や引き続きコロナ禍ではありますが、実施可能な方法での交通安全啓発を実施するなど、区内全域において各種交通安全対策を継続的に取り組んでまいります。

## 教育委員会

所 管 課 新しい学校づくり課（令和2年6月26日受付）

件 名 小学校のチャイム

要 旨 2年以上前から子どもが通学している小学校のチャイムは壊れて鳴らない状態です。子供達はもちろん、先生方も大変不便な様子です。

どうか早急に修理はできないのでしょうか？修理ができない理由があるのでしょうか。

また、体育館にはエアコンがなく夏休み短縮にするのは構いませんが、体育ができておりません。こちらも早急にエアコン設置をお願いしたいです。

回 答 ご意見をいただきました学校のチャイムと体育館のエアコン設置について、お答えいたします。

ご指摘いただいた学校のチャイムについては、ご指摘のとおり鳴らない状況にあることを教育委員会も確認をしております。原因の調査をいたしましたが、特定できていない状況です。一方で、この小学校では今回のことを機に、他校などでも実施

している、児童の時間に対する意識を高め、先の見通しを立てて自主的な行動を身につけるため「ノーチャイム」の学校運営に取り組んでいると聞いております。

チャイムの修理について学校と相談して、引き続き原因の調査をした上で、次年度以降、改修工事を行うことを確認しています。

次に体育館のエアコンについては、今後、体育館の工事を行う学校を除き、令和3年度までに全小中学校に設置いたします。

設置については、昨年度の台風で避難所が開設された学校等を優先して設置するため、学校によっては設置までにお時間をいただきますが、必ず設置していきたいと考えております。

所 管 課	学務課（令和2年27日受付）
件 名	新型コロナにつきまして
要 旨	<p>板橋区内で教室を経営している者です。板橋区内の小学校でも新型コロナの感染者がいたとの情報をいただきました。私には子供がおりませんので、教えていただかなければ知り得ない情報でした。</p> <p>現在当教室では対面レッスンを中止しておりますが、今後の再開に向けて同じく情報を必要としております。また他の教室等でも同じく情報を必要としている方ばかりかと思えます。</p> <p>新型コロナウイルスの感染が区内で分かった場合には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校か地域を明らかにする</li> <li>・また万人が見られるようにHPなどに公表 をしていただきたいと存じます。</li> </ul>
回 答	<p>区では新型コロナウイルス感染症に関して、PCR検査等の結果、陽性者を確認した場合でも、当該者が在籍する学校の名称や地域の公表は、人権尊重等の観点から行っていません。区ホームページでは、区立小中学校における新型コロナウイルス感染症発症について公開しております。</p> <p>区教育委員会では、陽性者が判明した場合は、すみやかに保健所等と調整の上、濃厚接触者の特定や臨時休業等により感染拡大防止に努めているところです。</p> <p>保健所では、患者については入院等、また、濃厚接触者へは14日間の自宅待機を指示しており、学校から感染者が広がらないよう対策しております。</p> <p>今後も継続して新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するように取り組んでまいります。</p>

## 2 区民と区長との懇談会

区民の皆様が普段の暮らしの中で感じたり考えたりした率直な意見・要望等について、区長をはじめ、区の幹部職員が直接話を伺い、可能な限り区政に反映させていくものです。

懇談会では、区民の皆様のごく身近な問題から区政全般に及ぶ問題まで幅広い発言があります。そのうち直ちに対応を要すると思われるものについては、広聴広報課から所管課・関係官公署等に連絡をとって対応を依頼しています。

しかしながら、令和2年度は4地区（中台・蓮根・志村坂上・下赤塚）での開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべて中止といたしました。

### 3 区政を区長と語る会

区政を区長と語る会は、テーマ別に、その分野で活躍されている方や、現場の状況をよくご存じの皆様と、区長のほか、テーマに関わる区職員が、区政や地域の課題について直接ひざを交えて話し合う場として開催しています。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止といたしました。

## 4 モニター制度

板橋区では、区政に関して区民の皆様の意向を継続的に聴取し、行政の円滑な運営にいかすとともに、区政への住民参加を推進するため、昭和60年度から「いたばし・タウンモニター」を設置しています。任期は2年で、令和元年5月から、公募を含む49名の方をお願いしていました。

さらに、区政の課題に関して区民の皆様のご意見・ご要望などを迅速に把握し、効果的に区政に反映させるため、インターネットを利用した「いたばし・eモニター」を平成15年9月から導入しました。従来の「いたばし・タウンモニター」制度に加えて、昼間お勤めしている方や若い世代の声を今まで以上に区政に取り入れるために始めたものです。任期は2年で、令和元年5月から121名の方をお願いしていました。

モニターの方々には、アンケートの回答、その他区政全般についての情報・要望・意見等を随時お寄せいただいています。

### (1) モニターの属性【令和2年4月現在】

#### ① いたばし・タウンモニターの属性（49名）

##### 【性別・年代別内訳】

	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
男	1	1	1	5	8	14	30
女	0	1	2	0	5	11	19
合計	1	2	3	5	13	25	49

##### 【職業別内訳】

自営業	会社員	主婦・主夫	学生	無職	その他
10	10	10	0	16	3

任期：令和元年5月16日から令和3年3月31日まで

#### ② いたばし・eモニターの属性（119名）

##### 【性別・年代別内訳】

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
男	0	2	10	7	13	7	9	48
女	2	9	24	22	10	2	2	71
合計	2	11	34	29	23	9	11	119

任期：令和元年5月16日から令和3年3月31日まで

## (2) 活動状況

### ■いたばし・タウンモニターアンケート、いたばし・eモニターアンケート

区政についてテーマを定め、それについてどのように考え望まれているかを、アンケートを通して調査し、区政の参考としました。

なお、調査内容・結果については、その都度報告書を作成しています。報告書は、各所属への配付、区政資料室への配架及びホームページへの掲載をしているため、省略いたします。

### ◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第1回）

・アンケート項目　「消費生活にかかる意識調査」

・調査目的

区民の皆様の消費者トラブルの経験や相談窓口の認知度など、消費生活に関する意識や実態を把握するため、ご意見を伺う。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　49人	いたばし・eモニター　　119人
調査方法	郵送法	インターネット
調査期間	令和2年7月1日～令和2年7月20日	
回答結果	回答数　46通（回収率93.9%）	回答数　52通（回収率43.7%）

### ◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第2回）

・アンケート項目　「板橋区公式ホームページについて」

・調査目的

リニューアル後のホームページについて意見を把握し、今後のホームページ運営の参考資料とするため、ご意見を伺う。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　49人	いたばし・eモニター　　119人
調査方法	郵送法	インターネット
調査期間	令和2年10月1日～令和2年10月20日	
回答結果	回答数　40通（回収率81.6%）	回答数　40通（回収率33.6%）

### ◆いたばし・タウンモニター　いたばし・eモニター（第3回）

・アンケート項目　「食品ロスについて」

・調査目的

国際的にも課題になっている食品ロス（※）について、区民の皆様の関心や取組状況等を調査することで、今後、より多くの方が食品ロス削減について意識し、実践していただくための啓発等の参考にするため、ご意見を伺う。

※食品ロス：まだ食べられるのに廃棄される食品のこと

調査対象	いたばし・タウンモニター　　49人	いたばし・eモニター　　119人
調査方法	郵送法	インターネット
調査期間	令和2年11月16日～令和2年11月30日	
回答結果	回答数　43通（回収率87.8%）	回答数　46通（回収率38.7%）

◆いたばし・タウンモニター　　いたばし・eモニター（第4回）

・アンケート項目　「受動喫煙について」

・調査目的

2020年4月1日より施行された改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例に関する区民の皆様意識や、認知度を確認し、今後の事業展開に資するため、ご意見を伺う。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　49人	いたばし・eモニター　　119人
調査方法	郵送法	インターネット
調査期間	令和2年12月1日～令和2年12月15日	
回答結果	回答数　43通（回収率87.8%）	回答数　42通（回収率35.3%）

◆いたばし・タウンモニター　　いたばし・eモニター（第5回）

・アンケート項目　「区民の食習慣と外食・中食の利用状況」

・調査目的

区民一人ひとりが生涯にわたり健全な食生活を実践することができるよう、区民、地域、行政が一体となっておこなう食育の推進についての目標や方向性を食育推進計画で定め、さまざまな取り組みを行っているが、今後の食環境整備施策の参考とするため、皆様の食習慣や外食、出前・持ち帰りの弁当やそうざいの利用状況について、ご意見を伺う。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　49人	いたばし・eモニター　　119人
調査方法	郵送法	インターネット
調査期間	令和3年1月6日～令和3年1月20日	
回答結果	回答数　43通（回収率87.8%）	回答数　58通（回収率48.7%）

◆いたばし・タウンモニター　　いたばし・eモニター（第6回）

・アンケート項目　「家事について」

・調査目的

板橋区男女平等推進センターが発行している情報誌「スクエア・I（あい）」の記事作成に活用するため、区民の家事に関する意識や、家事に関する工夫などについて、ご意見を伺う。

調査対象	いたばし・タウンモニター　　49人	いたばし・eモニター　　119人
調査方法	郵送法	インターネット
調査期間	令和3年1月21日～令和3年2月4日	
回答結果	回答数　39通（回収率79.6%）	回答数　47通（回収率39.5%）



## 5 庁舎見学等

庁舎見学は、一般区民及び小学3年生児童の社会科学習の一環として、区役所本庁舎内で実施しています。説明には、広聴広報課職員及び見学先の職員があたり、それぞれの職場で働いている職員の様子や防災センター・本会議場等を見学して区の組織や仕事について理解を深めてもらうようにしています。

平成12年度からは、中学1・2年生を対象とした職場体験学習が事業化され、区役所の業務等についての説明も実施しています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、庁舎見学の申し込みがありませんでした。

### 【庁舎見学等実施状況】

年度	小学3年生		一 般		中学生職場体験		計	
	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者	回数	参加者
23	11	743人	0	0人	6	20人	17	763人
24	9	629人	0	0人	6	19人	15	648人
25	8	543人	0	0人	6	17人	14	560人
26	11	646人	2	40人	10	28人	23	714人
27	8	650人	14	219人	6	17人	28	886人
28	9	638人	1	16人	9	21人	19	675人
29	7	502人	1	31人	4	10人	12	543人
30	7	666人	2	36人	6	16人	15	718人
1	10	861人	0	0人	4	11人	14	872人
2	実績なし							

## 6 各課における広聴活動状況

### (1) 広聴会・説明会等実施状況

区では、事業等の実施にあたっては、区から情報を提供するとともに区民の皆様からの意見・要望等を直接聞き、区民の皆様と区との相互理解を深める場を設けています。一般に、こうした方法は集団広聴活動といいますが、内容によって、広聴会・説明会・懇談会等の名称で開催されています。

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
政策経営部 政策企画課	公共施設の再配置に関する説明会	公共施設の再配置に関する検討状況の説明・質疑応答	区民 延 77 名	4 回
危機管理室 地域防災支援課	板橋区住民防災組織育成連絡協議会	住民防災組織の活動方針についての協議及び決定 ※新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催	板橋区町会連合会役員及び支部長、関係団体代表者 38 名	1 回
	板橋区住民防災組織活動方針連絡会	住民防災組織の活動方針についての説明及び意見交換	板橋区住民防災組織本部長 延 206 名	18 回
	徳丸地区総合防災重点地区訓練実行委員会	徳丸地区総合防災重点地区訓練の実施内容についての協議及び決定 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—	—
	区民消火隊隊長会	区民消火隊の活動、区民消火隊ポンプ操法大会実施要領等についての説明及び意見交換 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—	—
区民文化部 文化・国際交流課	アトリエ・講義室利用者懇談会	利用団体から美術館への要望と団体間の懇親、美術館から利用団体への連絡 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	利用団体 9 団体	—
	文化会館・グリーンホール利用者懇談会	施設利用者との意見交換 ※新型コロナウイルス感染症の影響により代替調査を実施	利用団体 10 名(10 団体)	—

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
産業経済部 くらしと観光課	公衆浴場関係施策に関する懇談会	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合板橋支部との公衆浴場関係予算に関する要望及び意見交換 ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合板橋支部関係者	—
健康生きがい部 介護保険課	区立高齢者在宅サービスセンターの廃止に関する説明会	区立高齢者在宅サービスセンターの廃止に関する説明、質疑応答 ※新型コロナウイルス感染症対策のため一部施設が資料配布対応	区立高齢者在宅サービスセンター利用者家族等 27名 ※利用者・家族・ケアマネージャーへ資料配布	4回
福祉部 障がいサービス課	栄町 35 番 2 都有地における高齢者向けサービス施設及び障がい者・児向けサービス施設の運営法人決定に関する住民説明会	板橋キャンパス栄町跡地利用及び高齢者向け、障がい者・児向けサービス施設の運営法人決定についての説明、質疑応答 ※新型コロナウイルス感染症対策のため資料配布対応	近隣区民宅 約 700 世帯	1回
	区立福祉園の民営化の考え方に関する説明会	区立福祉園の民営化の考え方に関する説明、質疑応答	区立福祉園利用者家族及び関係者 延 170 名	8回
子ども家庭部 保育サービス課	保育園・幼稚園入園相談会	認可保育施設だけでなく、幼稚園・認証保育所などの認可外保育施設の概要について、一元的に情報提供	保育施設の利用を希望する方 198名	1回
子ども家庭部 児童相談所 開設準備課	(仮称)子ども家庭総合支援センターの設置に係る区民説明会	板橋区中高層建築物紛争予防条例に基づく説明、及び(仮称)子ども家庭総合支援センターの設置についての説明、意見交換	区民 25名	2日
資源環境部 環境政策課	エコポリスセンター登録団体・ボランティア等の環境活動連絡会	エコポリスセンター登録団体及び環境ボランティアと区との環境教育事業や環境協働についての意見交換会 ※新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催	エコポリスセンター登録団体代表者及び環境ボランティア 資料提供者 117名	5回

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
都市整備部 都市計画課	特別工業地区原案説明会	特別工業地区の変更原案に関する住民説明及び意見聴取	地区住民及び地区外権利者 15名	6回
都市整備部 市街地整備課	大谷口上町周辺地区地区計画原案説明会	大谷口上町周辺地区地区計画原案に関する説明	地区住民及び地区外権利者 18名	2回
	不燃化特区事業説明会	事業説明、進捗報告等	大谷口一丁目周辺地区参加 2名	2回
	清水町・蓮沼町防災まちづくり協議会等	清水町・蓮沼町地区の地元組織による防災まちづくりについて検討を行う。	地区内6町会等対象 44名	3回
都市整備部 住宅政策課	(仮称)区営仲宿住宅建替え意見交換会	区営住宅として建替える「都営仲宿母子アパート」の改築計画の説明	近隣の区民等 12名	1回
都市整備部 拠点整備課	大山駅西地区地区計画原案説明会	大山駅西地区地区計画原案に関する説明	地区住民及び地区外権利者 70名	2回
	上板橋駅南口駅前広場等の公共施設説明会	再開発で整備される駅前広場や道路等の公共施設についての説明	関係権利者等 87名	2回
	板橋駅西口周辺地区まちづくり説明会	地区で進められているまちづくり事業についての報告	関係権利者等 54名	2回
	板橋駅西口周辺地区地区計画素案説明会	板橋駅西口周辺地区の地区計画素案に関する説明会	地区住民及び地区外権利者 30名	2回
	板橋駅西口周辺地区地区計画原案説明会	板橋駅西口周辺地区の地区計画原案に関する説明会	地区住民及び地区外権利者 23名	2回
	高島平都市再生実施計画骨子案説明会	高島平都市再生実施計画の骨子案に関する説明	町会・自治会役員 20名	2回
土木部 計画課	日大病院前通り無電柱化推進協議会	特別区道第2103号線及び特別区道第1921号線における無電柱化に関する検討及び協議	近隣の区民等 延27名	2回

部・課	名称(テーマ)	内容・目的	参加人員(延)	実施回数
教育委員会事務局 新しい学校づくり課	上板橋第二中学校 通学区域変更説明会	上板橋第二中学校の通学区域の変更に関する説明・質疑応答	近隣区民 5名	2回
	志村小学校・志村第四中学校 小中一貫型学校説明会	志村小学校・志村第四中学校の小中一貫型学校整備に関する説明・質疑応答	近隣区民等 167名	7回
教育委員会事務局 中央図書館	魅力ある中央図書館の建設に向けた意見交換会(区民説明会)	中央図書館の移転改築に関する説明及び意見交換	区民	—
	中央図書館の建設に向けた出張意見交換会	※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	近隣学校(小中高)の児童・生徒	—

## (2) 公募委員選任状況

検討会・協議会等において、公募により区民を構成委員として選任し、運営しています。

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
政策経営部 経営改革推進課	板橋区行政評価委員会	区民の立場に立った客観的かつ公正な評価を行うため	8名	3名	2年	1回
総務部 庁舎管理・契約課	板橋区入札監視委員会	区が発注する工事について、その客観性を高め、公正性、透明性を確保	5名	2名	2年	2回
総務部 区政情報課	情報公開及び個人情報保護審議会	情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、区長の諮問に応じて審議・答申する。	15名	1名	2年	6回
総務部 男女社会参画課	東京都板橋区男女平等参画審議会	「いたばしアクティブプラン2025」の策定に関する基本的な考え方および「いたばしアクティブプラン2020」の実施結果に関する総括評価について審議・答申する。	15名	3名	2年	4回
危機管理室 防災危機管理課	板橋区生活安全協議会	地域社会における生活安全を推進することを目的とする。	27名	1名	2年	1回
区民文化部 文化・国際交流課	いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン検討会	いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン2025策定にあたり、区民の立場からの意見を反映させるため	13名	2名	1年	3回
産業経済部 産業振興課	板橋区産業活性化推進会議	産業振興構想2025及び産業振興事業計画に関する提言等を目的とする。	11名	2名	2年	2回
産業経済部 赤塚支所	農業委員会	農業委員会等に関する法律に定めるところにより、農地等の利用関係の調整や農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。	12名	12名	3年	12回
健康生きがい部 長寿社会推進課	板橋グリーンカレッジ運営協議会	板橋グリーンカレッジの運営について必要な事項を定め、適切かつ効率的な実施を図ることを目的とする。	9名	2名	2年	2回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
健康生きがい部 介護保険課	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	板橋区の高齢者保健福祉施策の推進及び介護保険事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、3回のうち2回を書面開催	14名	2名	3年	3回
	板橋区地域密着型サービス運営委員会	板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づき、区内の介護保険法に定める地域密着型サービス及び介護予防地域密着型サービスの適正な整備及び運営を確保することを目的とする。	10名	2名	3年	2回
健康生きがい部 健康推進課	健康づくりネットワーク会議	いたばし健康まつり開催の企画・運営を区民と協働で行うため ※新型コロナウイルス感染症対策のため中止	12名	12名	1年	—
	板橋区健康づくり推進協議会	区民の健康づくりの推進及び保健衛生の向上に関する事項を協議する ※新型コロナウイルス感染症対策のため、2回のうち1回を中止	24名	2名	2年	1回
	板橋区女性健康支援センター運営協議会	女性の健康づくりの支援を推進し、センター事業の円滑な運営を図るため	12名	1名	2年	1回
健康生きがい部 おとしより保健福祉センター	板橋区地域ケア運営協議会	おとしより保健福祉センター及び地域包括支援センターの事業の円滑な運営	16名	2名	3年	3回
	板橋区A I P推進協議会	板橋区版A I Pの深化・推進に向けた取組の方向性や課題について協議、検討を行い、その進行管理について調査、審議する。	17名	1名	3年	1回

部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
福祉部 障がい政策課	板橋区ユニバーサルデザイン推進協議会	ユニバーサルデザインの総合的な推進に寄与すること ※新型コロナウイルス感染症対策のため、3回のうち1回を書面開催	18名	2名	2年	3回
	板橋区地域自立支援協議会	相談支援事業の運営評価、障がい福祉関係機関の連携強化等の定期的な協議 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、3回のうち1回を書面開催	15名	1名	2年	3回
	板橋区障がい福祉計画等策定委員会	法定計画である第6期障がい福祉計画と第2期障がい児計画の策定 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、3回のうち1回を書面開催	15名	1名	1年	3回
子ども家庭部 子ども政策課	板橋区子ども・子育て会議	板橋区次世代育成推進行動計画の進捗管理・見直し等	17名	3名	2年	1回
資源環境部 環境政策課	板橋区資源環境審議会	資源及び廃棄物並びに環境に関する行政の円滑な運営を図る。 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、3回のうち2回を書面開催	23名	2名	2年	3回
	板橋区環境教育推進協議会	板橋区環境教育推進プランの進捗状況に対する評価・助言 ※新型コロナウイルス感染症対策のため、2回のうち1回を書面開催	20名	2名	2年	2回
	板橋区環境教育推進協議会環境教育プログラム部会	環境教育プログラムの開発と環境教育推進のための具体的な取組の検討 ※新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催	11名	5名	1年	5回



部・課	運営会議名称	運営の内容・目的	構成員	公募委員	任期	開催回数
都市整備部 都市計画課	板橋区景観審議会	景観の形成に係る施策の円滑な推進	15名	2名	2年	2回
	板橋区公共交通会議	板橋区の公共交通に関する協議・審議 ※新型コロナウイルス感染症対策のため開催を延期し、委嘱のみ行った。	20名	1名	2年	1回
都市整備部 住宅政策課	板橋区住宅対策審議会	区の住宅政策に関する重要な事項を審議するため	15名	3名	2年	2回
土木部 みどりと公園課	板橋区緑と公園の推進会議	板橋区における緑の基本計画の進捗状況を点検、評価するとともに、計画の推進方策や緑、公園等に関する課題についての提案及び助言を行う協議機関として、設置する。	15名	8名	2年	4回
教育委員会事務局 地域教育力推進課	青少年問題協議会	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整	33名	1名	2年	1回
教育委員会事務局 中央図書館	板橋区図書館区民懇談会	板橋区立図書館の運営及びサービス向上に資するため、区民からより広く意見を聴取する	14名	4名	2年	—

### (3) パブリックコメント実施状況

区では意見募集の一方法として、パブリックコメント制度を行っています。パブリックコメントとは、区における重要施策等の策定過程において、広く区民の皆様に素案を公表し、それに対して出された意見と意見に対する考え方についても公表することで、政策決定に区民の皆様の意向をより一層反映させるとともに、区の説明責任を果たす制度です。

案件名	状況	意見募集期間	結果公表日	意見件数 (人数)	問合せ先
景観計画の色彩に関する基準の一部変更案	結果公表	令和2年4月20日 ～5月22日	令和3年1月22日	2件 (2人)	都市整備部 都市計画課
(仮称)板橋区都市づくり推進条例案の概要について	結果公表	令和2年5月14日 ～6月4日	令和2年8月28日	67件 (11人)	都市整備部 都市計画課
(仮称)板橋区ICT推進・活用計画2025(素案)	結果公表	令和2年11月14日 ～11月30日	令和3年3月27日	5件 (3人)	政策経営部 IT推進課
いたばし文化芸術・多文化共生ビジョン2025(素案)	結果公表	令和2年11月14日 ～11月30日	令和3年3月13日	1件 (1人)	区民文化部 文化・国際交流課
板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画2023(素案)	結果公表	令和2年11月14日 ～11月30日	令和3年3月20日	7件 (3人)	健康生きがい部 介護保険課
板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)(素案)	結果公表	令和2年11月14日 ～12月7日	令和3年3月27日	151件 (17人)	福祉部 障がい政策課
板橋区ユニバーサルデザイン推進計画2025実施計画2025(素案)	結果公表	令和2年11月14日 ～12月7日	令和3年3月27日	27件 (11人)	福祉部 障がい政策課
いたばしNo.1実現プラン2025(素案)	結果公表	令和2年12月2日 ～12月21日	令和3年2月27日	23件 (5人)	政策経営部 政策企画課

案件名	状況	意見募集期間	結果公表日	意見件数 (人数)	問合せ先
いたばしアクティブ プラン 2025 (素案)	結果 公表	令和 2 年 12 月 3 日 ～12 月 21 日	令和 3 年 3 月 27 日	59 件 (11 人)	総務部 男女社会参画課
板橋区老朽建築物等 対策計画 2025 (後 期) (素案)	結果 公表	令和 3 年 1 月 25 日 ～2 月 12 日	令和 3 年 5 月 18 日	4 件 (3 人)	都市整備部 建築安全課
板橋区子ども読書活 動推進計画 2025 (素 案)	結果 公表	令和 3 年 1 月 23 日 ～2 月 7 日	令和 3 年 4 月 20 日	10 件 (3 人)	教育委員会事務局 中央図書館
令和 3 年度板橋区食 品衛生監視指導計画 (素案)	結果 公表	令和 3 年 2 月 6 日 ～2 月 21 日	令和 3 年 3 月 27 日	0 件 (0 人)	健康生きがい部 生活衛生課
(仮称) 板橋区地球 温暖化対策実行計画 (区域施策編) 2025	結果 公表	令和 3 年 2 月 20 日 ～3 月 6 日	令和 3 年 5 月 12 日	33 件 (4 人)	資源環境部 環境政策課
東京都板橋区特別工 業地区建築条例変更 案の概要について	結果 公表	令和 3 年 3 月 1 日 ～3 月 15 日	令和 3 年 5 月 13 日	5 件 (2 人)	都市整備部 都市計画課

#### (4) 区民の声収集システム受信件数

ホームページ上には、区民の皆様からの要望・意見等を直接各課で受け付ける広聴システムがあり、迅速かつ的確に対応しています。

年度/区分	合計	要望	意見	相談	苦情	問合せ	その他
平成 30 年度	3,989	549	118	496	310	2,038	478
令和 元 年度	4,759	729	266	493	468	2,350	453
令和 2 年度	8,944	1,693	655	674	649	4,563	710

※区民の声収集システムで受信したもののうち、「区長への手紙」を除く

## 7 相 談

区民相談室を設置し、弁護士、税理士、宅地建物取引士、建築士、司法書士、行政書士、社会保険労務士等による無料相談を実施しています。

区内在住・在勤・在学の個人の方を対象に、予約制により、専門相談員が面談のうえ、助言しています。

### (1) 各種相談実施状況（区民相談）

相談種目 \ 年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
法 律 相 談	3,046	2,927	1,550
税 務 相 談	411	384	225
家 事 相 談	116	99	0
建 築 相 談	65	69	35
登 記 相 談	143	156	90
年金・社会保険・労務相談	35	35	21
不 動 産 取 引 相 談	156	144	45
行 政 相 談	71	73	0
人 権 相 談	23	30	0
書 類 作 成 相 談	87	93	47
青 少 年 相 談	3	7	5
更 生 相 談	30	28	3
計	4,186	4,045	2,021

※（ ）内の数字は電話相談件数で、内数

※更生相談は、保護観察官による更生保護相談で東京保護観察所から出向

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の相談を休止

法律相談の夜間相談及び赤塚支所での法律相談。家事相談。行政相談。人権相談。

## (2) 主要相談種目の状況（区民相談）

### ① 法律相談

<法律相談内容別相談件数>

相談内容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 土地・家屋賃貸借関係	② 332	② 313	③ 151
2 相隣関係	136	97	70
3 その他土地・家屋関係	⑤ 210	⑤ 181	⑤ 112
4 金銭関係	④ 275	④ 265	④ 141
5 商取引関係	48	55	54
6 夫婦・親族関係	89	75	60
7 離婚・婚約不履行関係	③ 321	③ 288	② 180
8 相続・遺言	① 819	① 842	① 495
9 損害賠償	149	104	83
10 法人関係	7	6	1
11 刑事事件	37	25	14
12 交通事故	99	92	29
13 労働関係	94	91	30
14 その他	430	493	130
計	3,046	2,927	1,550

※○数字は、上位項目の順番（その他を除く）

### ◇ 法律講座

<法律講座参加者数>

年度	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	人数	人数	人数	人数		
講座名	高齢者の財産管理	73	わかりやすい相続法改正	121	これで安心財産管理と遺言	49
	失敗しない遺言		もう悩まない財産管理と遺言		ここがポイント相続法改正	
	後悔しない相続		知らなきゃ損する相続税		相続税の基本と計算	
	計	73	計	121	計	49

※法律講座は、日ごろ相談室で特に相談の多いテーマを取り上げ、昭和62年度から実施。

なお、平成3年度からは夜間に法律講座を行い、15年度からは講座の日数を5日間から4日間とした。20年度からは2日間で午後と夜間に開催した。

25年度からは、1日2講座（午後・夜間）開催とした。

27年度からは、3講座セットでの開催とし、申込み講座ごとではなくセットで受け付けた。

## ② 税務相談

<税務相談内容別相談件数>

内容 年度	国 税					小 計	地方税							小 計	そ の 他	計	
	所得 税	法人 税	相続 税	贈 与 税	そ の 他		都 ・ 区 民 税	固 定 資 産 税	事 業 税	不 動 産 取 得 税	料 理 飲 食 等 消 費 税	自 動 車 税	軽 自 動 車 税				そ の 他
平成30年度	116	3	207	38	21	385	4	3	0	2	0	0	0	0	9	17	411
令和元年度	118	4	173	58	10	363	3	6	2	5	0	0	0	0	16	5	384
令和2年度	72	1	104	26	7	210	1	1	0	1	0	0	0	2	5	10	225

## ③ 家事相談

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止

<家事相談内容別相談件数>

相 談 内 容	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 夫 婦 関 係	39	30	0
2 親 子 関 係	22	17	0
3 兄 弟 姉 妹 関 係	9	5	0
4 家 族 の 問 題	22	33	0
5 生 活 関 係	1	2	0
6 恋 愛 関 係	2	2	0
7 相 続 関 係	3	0	0
8 青 少 年 の 教 育 指 導	0	0	0
9 相 隣 関 係	5	2	0
10 そ の 他	13	8	0
計	116	99	0

## ④ 建築相談

<建築相談内容別相談件数>

年度	敷地	設計	施工	請負 契約	融資	その他	計
平成30年度	2	15	12	3	0	33	65
令和元年度	7	6	17	4	0	35	69
令和2年度	5	4	10	1	0	15	35

⑤ 登記相談

< 登記相談内容別相談件数 >

年度	売買	贈与	相続	抵当 契約	商業	その他	計
平成30年度	10	19	83	2	1	28	143
令和元年度	7	8	99	3	1	38	156
令和2年度	4	8	61	1	0	16	90

⑥ 年金・社会保険・労務相談

< 年金・社会保険・労務相談内容別相談件数 >

内容 年度	労働 基準 法	労 災 保 険 法	健 康 保 険 法	国 民 健 康 保 険 法	厚 生 年 金 保 険 法	国 民 年 金 法	雇 用 保 険 法	各 法 手 続 関 係	新 規 適 用 関 係	そ の 他	計
	平成30年度	0	1	6	1	11	6	3	0	0	
令和元年度	1	0	6	0	10	4	0	2	0	12	35
令和2年度	2	0	1	2	2	4	2	0	1	7	21

⑦ 不動産取引相談

< 不動産取引相談内容別相談件数 >

年度	売買・賃貸	一般相談	鑑定相談	その他	計
平成30年度	131	11	5	9	156
令和元年度	127	8	2	7	144
令和2年度	44	0	0	1	45

⑧ 行政相談

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止  
 <行政相談内容別相談件数>

内容 年度	年金関係	税金関係	福祉関係	環境・衛生関係	教育・青少年関係	郵便関係	道路・河川関係	公営住宅関係	公害・清掃関係	交通関係	区政一般関係	民事関係	その他	計
平成30年度	1	1	15	2	3	0	6	1	2	1	8	5	26	71
令和元年度	1	5	5	2	0	1	5	2	0	3	2	1	46	73
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑨ 人権相談

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、休止  
 <人権相談内容別相談件数>

内容 年度	プライバシー侵害	名誉き損	差別待遇	相隣関係	暴行・虐待	労働関係	強制・強要	その他	合計
平成30年度	1	5	3	6	1	2	0	5	23
令和元年度	7	4	0	3	1	2	2	11	30
令和2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0

⑩ 書類作成相談

<書類作成相談内容別相談件数>

内容 年度	建設業の許可申請	宅地建物取引業免許申請関係	風俗営業許可申請	自動車登録・車庫証明申請等	工場設置認可申請	飲食店等許可申請	火気使用・危険物取扱関係諸手続	国籍帰化等戸籍関係手続	公庫・金融機関融資手続	農地転用等各種手続	道路水面等使用手続	告訴・告発等書類の作成	権利義務事実証明	会社組合等の設立書類	遺言に関する書面作成	その他	計
平成30年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	80	87
令和元年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	69	93
令和2年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10	35	47



---

令和2年度 広聴・相談活動の一年

刊行物番号
-------

R03 - 59
----------

編集・発行

令和3年8月発行

板橋区政策経営部広聴広報課

板橋区板橋2-66-1

TEL (3579) 2024

---

古紙を配合した紙を使用しています。



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <https://www.city.itabashi.tokyo.jp>